

# 群馬県人権教育充実指針

群馬県教育委員会

令和7年3月

# 群馬県人権教育の基本方針

我が国においては、日本国憲法及び教育基本法に則り、基本的人権尊重の精神を基盤とした教育が行われている。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和関係者、外国人、HIV感染者等に対する差別や偏見が今なお存在し、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの人権問題を解決するため、学校教育及び社会教育においては、法の下における平等の原則に基づき、真の人権が確立された社会を実現することが求められている。

人権教育は、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動であり、日常的・体験的な活動を通して積極的に推進するものである。

以上の観点に立って、次の方針に基づき人権教育を推進する。

- 1 人権の意義や重要性及び人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度を育成する。
- 2 学校教育においては、子どもの発達段階に即し、各教科等の特質に応じ、全教育活動を通じて、生命や人格を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな人間性を育成する。
- 3 社会教育においては、多様な学習機会を通して、学習意欲を高め、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成する。
- 4 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を通して、幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善惡の判断等子どもの健全な人間形成ができるよう支援する。
- 5 指導者の養成においては、人権問題に関する理解と認識を深め、人権教育に必要な技能と資質の向上に努める。

この方針を実施するに当たっては、生涯学習の視点に立ち、県・市町村が連携し、地域の実態に即して積極的に推進されるよう努めるとともに、公教育としての主体性を守り、関係諸機関、諸団体との連携を密にし、その総合的な推進に努める。

平成14年1月16日

群馬県教育委員会

## はじめに

県教育委員会では、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、学校教育、社会教育等の5つの方針に基づき、平成18年度までの「群馬県人権教育推進計画（学校教育・社会教育）」を策定し、市町村教育委員会をはじめとして、関係機関との連携のもとに、人権教育を総合的かつ計画的に推進してきました。

そして、平成19年に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会の取組を支援するために、人権教育をどのように具体的に進めたらよいかという視点で、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定しました。

策定に当たっては、学識経験者、人権関係団体の代表、学校教育及び社会教育の関係者等で組織される「群馬県人権教育推進協議会」において御協議をいただきながら進めてきました。また、広く県民の皆様から御意見を伺いました。

本指針は平成28年に一度改訂されましたが、その後も情報化や少子・高齢化の進行、外国人受け入れの増加など社会情勢が大きく変化してきている中で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、児童虐待・ヤングケアラーなどの子どもの人権侵害、性的少数者・外国人への差別など、人権問題は、深刻化・多様化しています。人権に対する社会の関心も高まり、早急の対応が必要となっている人権問題もあります。こうした情勢から、社会全体で様々な人権問題について正しく理解し、人権感覚の高揚を図るなど、今後も一層の取組が必要であると考えます。

そこで、今回の作成に当たっては、今日的な人権問題に対応できるよう、問題解決に向けた取組について改訂を行いました。

今後も、人権が尊重される社会の実現に向けて、学校教育及び社会教育の場で本指針を活用いただき、本県の人権教育のさらなる充実が図されることを期待しています。

令和7年3月

群馬県教育委員会

# 目 次

## はじめに

群馬県人権教育充実指針の策定について 1

1 策定の趣旨 1

2 本充実指針の性格 2

## 第Ⅰ章 人権教育をめぐる状況 3

1 国連及び国の動向 3

(1) 国連の取組

(2) 国の取組

2 群馬県の取組 5

## 第Ⅱ章 人権教育の基本的な在り方 6

1 人権教育について 6

(1) 人権について

(2) 人権尊重の理念について

(3) 人権教育について

2 学校教育における目標 7

(1) 学校教育における人権教育の目標

(2) 校種別の目標

3 社会教育・家庭教育における目標 8

(1) 社会教育における人権教育の目標

(2) 家庭教育における人権教育の目標

## 第Ⅲ章 人権教育の充実に向けて 9

1 学校教育における取組の指針 9

(1) 組織・計画に関すること 10

(2) 児童生徒の指導・支援に関すること 12

(3) 教職員の研修に関すること 14

(4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関する事 16

2 社会教育・家庭教育における取組の指針 17

(1) 組織・計画等に関する事 18

(2) 学習機会・内容に関する事 20

(3) 指導者養成に関する事 22

(4) 啓発・連携に関する事 23

3	重要課題に対する取組の指針	25
(1)	女性	25
(2)	子どもたち	26
(3)	高齢者	27
(4)	障害のある人たち	28
(5)	同和問題	29
(6)	外国籍の人たち	30
(7)	HIV感染者等の人たち	31
(8)	ハンセン病元患者の人たち	31
(9)	犯罪被害者等	32
(10)	インターネットによる人権侵害	32
(11)	性的少数者の人たち	33
(12)	刑を終えて出所した人たち	33
(13)	北朝鮮による拉致被害者	34
(14)	その他の人権問題	35

## <資料編>

I	計画等の事例	36
1	学校教育	36
(1)	人権教育全体計画・年間指導計画の参考例	36
(2)	研修計画（研修プログラム）の参考例	38
(3)	人権教育の構造的指導について	39
(4)	人権教育に視点を当てた学習指導案	40
(5)	人権集中学習の参考例	42
(6)	教職員の人権感覚について	43
2	社会教育・家庭教育	44
(1)	指導者養成の参考例	44
(2)	啓発活動の参考例	45
II	関連資料	46
1	世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）	46
2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）	47
3	群馬県同和教育の基本方針	48

## 群馬県人権教育充実指針の策定について

### 1 策定の趣旨

県教育委員会では、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、本方針に基づく具体的な推進方策を、群馬県人権教育推進協議会において協議を行い、平成18年度までの「群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)」を策定しました。以来、計画・構築期(平成14年度～15年度)、確立・充実期(平成16年度～18年度)の推進期間を通じて、人権に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、平成18年度に「人権教育推進状況調査<sup>\*1</sup>」等によりそれまでの取組の検証を行った結果、次のような成果と課題が明らかになりました。

#### 〔成果〕

##### ◎学校教育

- 各学校で、人権教育主任(担当者)を設置し、人権教育に関する諸計画を作成するなど、人権教育に組織的、計画的に取り組まれている。
- 人権に関する重要課題については、発達段階に応じて児童生徒に対し、授業等で指導が行われている。

##### ◎社会教育・家庭教育

- 各市町村において、人権教育を推進するための基本方針、推進組織、人権教育に関する学習機会の提供及び啓発活動について、整備・推進されている。
- 人権に関する重要課題について、各市町村で地域の実情に合わせた取組が行われている。

#### 〔課題〕

##### ◎学校教育

- 人権教育に視点を当てた授業実践や人権感覚育成のための指導が必ずしも十分でないなど、児童生徒に対する指導内容・指導方法等に課題がある。
- 人権教育に関する校内研修が計画的に実施されていないなど、教職員の校内研修の取組に課題がある。

##### ◎社会教育・家庭教育

- 学習内容が人権問題の知識についての理解に偏りがちであったり、人権感覚の育成に関する学習方法が少なかったりするなど、学習内容・学習方法等に課題がある。

\*1 学校及び市町村教育委員会を対象にした人権教育の推進状況についての調査（毎年実施）

- ・ 各市町村で指導者の養成及び資質の向上に関する研修が継続的に実施されていないことや、研修により養成した指導者の活躍の場が必ずしも十分でないなど、指導者養成の取組について課題がある。
- ・ 昨今の社会状況から、家庭における人権感覚や人権意識をさらに高めるための家庭教育への支援が必要である。

このように、「群馬県人権教育推進計画」に基づく取組の結果として、組織、計画面などは整備されてきましたが、指導（学習）内容、指導（学習）方法、職員研修、指導者養成などの具体的な取組について必ずしも十分でない面があることが明らかになりました。

そこで、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会が、「群馬県人権教育の基本方針」に基づき、人権教育をどのように具体的に取り組んだらよいかという視点で、取組の方向性を示し、本県の人権教育の一層の改善、充実に資することを目的に「群馬県人権教育充実指針」を策定することにしました。

さらに、平成22年度には「群馬県人権教育推進協議会」を組織し、それまでの取組状況を振り返って、今後、一層重視したい取組や新たな指導内容など、指針を補強するべき内容について協議し、その内容を今回の指針に盛り込みました。

## 2 本充実指針の性格

- ・ 策定の趣旨を踏まえ、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会における人権教育の取組の方向性を指針として示しました。
- ・ この指針をもとに具体的な取組に向けて参考となるよう、解説や取組のポイントをあわせて掲載し、各種研修時の手引書として活用できるよう配慮しました。
- ・ 群馬県作成の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」（平成17年3月）と整合性を図り、重要課題を11項目としました。その後、「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」（令和6年3月）と整合性を図り、重要課題を14項目としました。（令和7年3月改訂）
- ・ 資料編では、各種計画等のモデル（事例）や関連資料を掲載しました。

※ 本指針では、学校には幼稚園、児童生徒には幼児を含めています。また、社会教育関係団体とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」です。